

アダプトプログラムの流れ



この街路はごみのポイ捨てで汚れている。
自分たちの手できれいにしたいがどうしたらよいただろう？

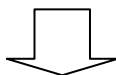
よし、アダプトプログラムに
申し込もう！

《里親の手続》

里親活動をしようと思う道路、公園、河川その他の公共施設について、市の窓口相談し、アダプトプログラムの条件に合う活動であれば、「活動届（様式第1号）」を提出します。

【相談・提出先：滝川市役所3階 暮らし支援課 交通・生活安全係（Tel.28-8012）】

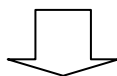
（国・道の区域（施設）の場合は、既定の書類を提出してもらいます。）



《市の手続》

届出に基づき活動内容を審査し、そのアダプトプログラムの担当（申込みのあった公共施設の管理課職員）を決め、打合せを行います。以後、実務面ではその担当が引き継ぎます。

（国・道の制度の場合は、市を通じて書類を提出します。）

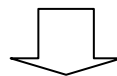


《里親の認定》

里親と市の間で「合意書（様式第3号）」を取り交わします。

市は、表示板（アダプトサイン）設置有無の確認、保険の説明等を行います。

（国・道の制度の場合は、三者で協定書、確認書等を取り交わします。）



《活動開始》

いよいよ活動開始です！ 里親は、アダプト担当と相談しながら活動を行います。

里親は、その年度の活動について、翌年度の4月末までに滝川市役所暮らし支援課交通・生活安全係に「活動報告書（様式第4号）」を提出します。

（国・道の制度の場合は、既定の報告等を市を通じて提出します。）

※アダプトプログラムを止める場合は、「活動辞退届（様式第2号）」を提出するものとします。